

施設整備候補地選定手順について

1. 前提条件

(1) 概略の施設規模と必要面積

処理量 11,613t (令和 3 年度焼却処理量実績値) のごみ処理施設を設置できる用地を選定する。  
 用地選定にあたっては、概ね 2.0ha 程度の敷地面積を確保できる土地から選定する。

(2) 選定範囲

選定範囲は小松島市内全域とする。



図 1 小松島市位置図

2. 用語の定義

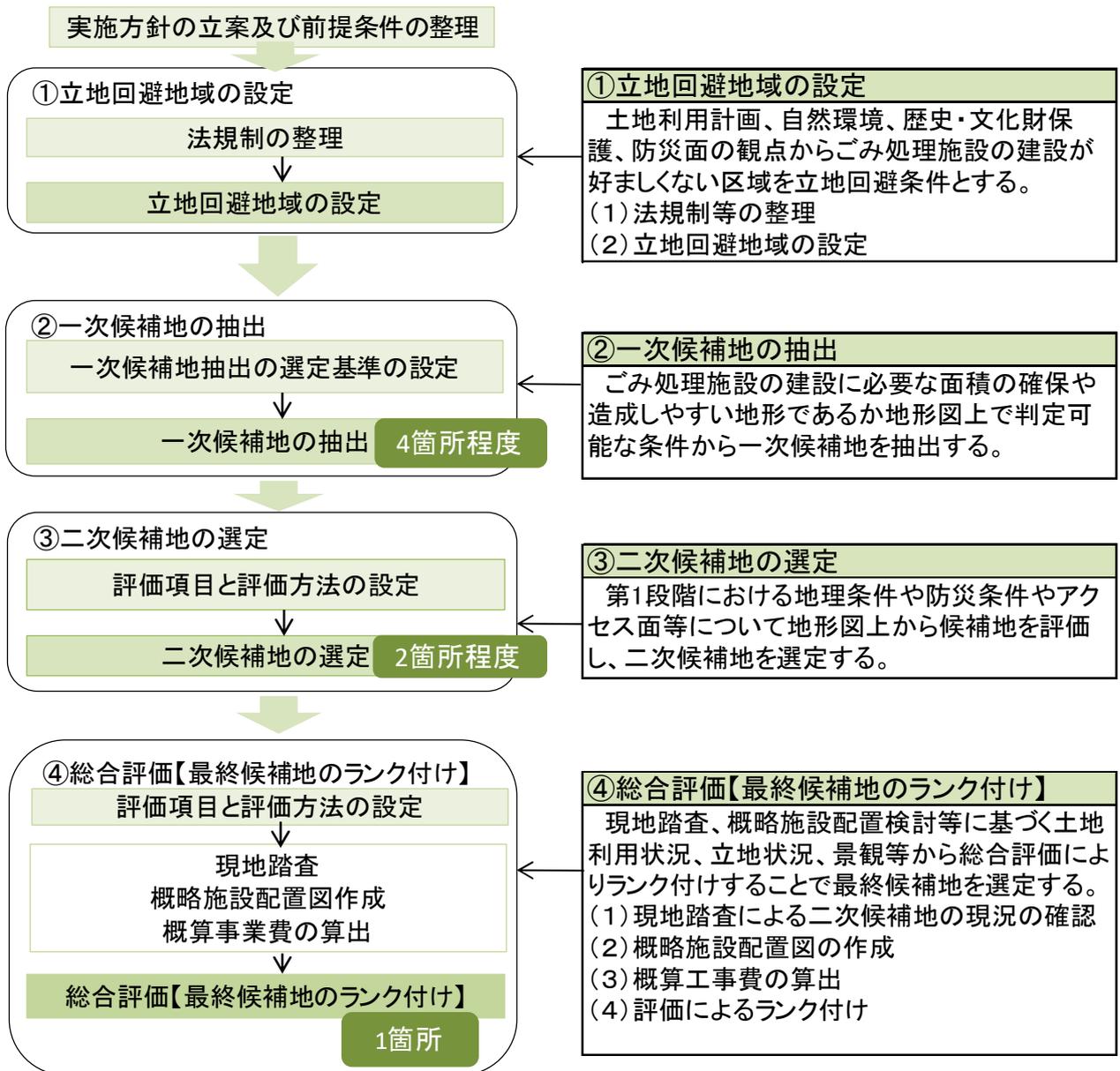
今後、用地選定を行う上で以下のとおり用語を定義する。

表 1 用語の定義

用語	内容
立地回避地域	法規制（森林法、自然公園法、文化財保護法等）や土地利用（住居地域等）、環境保全（鳥獣保護区等）、防災面（砂防三法等）の観点から、ごみ処理施設の建設が好ましくない場所として整理した地域
立地可能地域	小松島市内における立地回避地域を除外した、ごみ処理施設が建設可能な地域
一次候補地	必要な面積（2.0ha 以上）が確保できること、施工面からみて造成しやすい地形（傾斜 30° 以上の急峻な地形を避ける）であるか等、地形図上で判断できる条件を基に立地可能地域から施設整備候補地として抽出した候補地
二次候補地	一次候補地から地理条件や防災条件、アクセス面等について、地形図上で候補地の評価を行い、よりごみ処理施設の建設が適している場所として評価した候補地
最終候補地	二次候補地に対し、現地踏査による二次候補地の現況確認、概略施設配置の検討等を行い、総合評価によりランク付けを行うことで、よりごみ処理施設の建設に適している土地として評価した候補地

### 3. 選定手順

ごみ処理施設整備候補地（以下、施設整備候補地という。）選定は以下の手順に従って実施する。



※箇所数は想定の数であり、今後の検討状況によって変更となる可能性がある。

図2 選定フロー

#### 4. 施設整備候補地選定に係る関係法令

施設整備候補地選定を行うにあたり、開発行為に係る関係法令や法規制等により指定されている区域・地区について整理した。土地の利用状況等に係る関係法令を表 2 に示す。また、関係法令に係る規制区域を表 3～表 5 に示す。立地回避地域はこれらの規制区域から設定する。

表 2 土地の利用状況等に係る関係法令

関係法令	
土地利用	都市計画法
	景観法
	港湾法
	農業振興地域の整備に関する法律
	農地法
	生産緑地法
	森林法
	国有林野の管理経営に関する法律
自然環境保全関係	自然公園法
	都市緑地法
	自然環境保全法
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
歴史	文化財保護法
防災	河川法
	地すべり等防止法
	砂防法
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	宅地造成等規制法
その他	土壌汚染対策法
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

表3 各法令等規制区域及び目的(1/3)

用地区分		目的等	法令等		
土地利用計画関連	都市区域	市街化区域	既に市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	都市計画法	
		市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域であり、開発行為は原則として行わず、都市施設の整備も原則として行われたい。		
		用途地域(住居専用地域、商業地域)	市街化区域内に定められた住居専用地域、商業地域、工業地域などの地域地区のこと(市街化区域に含まれる)。		
		用途地域(その他)			
		風致地区	都市環境を維持し、都市内の自然環境を保護するために定められた地区(都市計画法に基づく用途地域以外の地域地区)。		景観法
		景観地区	市街地の美観を維持するために定める地区。		海岸法
		海岸保全区域	公共海岸のうち海岸を防護するため、海岸保全施設の設置や管理を行う必要がある一定の区域。		都市計画法
	臨港地区	港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的として、港湾管理者が指定した地域	都市計画法		
	農業地域	農業振興地域	農用地区域	「農業振興地域整備計画」において、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域	農業振興地域の整備に関する法律
			その他区域	農地の集団性が低い、土地改良事業が実施されていない、市街化が著しい等の理由から農用地区域の指定を受けていない区域	
		農地・採草放牧地		農地は耕作の目的で供される土地であり、採草放牧地は農地以外の主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地。	農地法
		生産緑地地区		市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地。公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している地区	生産緑地法
	森林地域	国有林		国が所有する森林・原野のこと。その多くは地形の急峻な奥地の山々や河川の源流などに分布しているため、水源を守り、土砂崩れなどの災害を防ぐといった公益的な役割を果たしている。また、原生的な天然林が広く存在し、野生動物の生息・生育地として重要な森林も多く含まれている。	森林法 国有林野の管理経営に関する法律
		地域森林計画対象民有林		地域森林計画対象民有林であり、県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画」の対象となる民有林。国有林以外の森林。	森林法
保安林		水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。	森林法		
自然環境保全関連	自然公園地域	国立公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の促進を図ることを目的に指定された地域。	自然公園法	
		国定公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の促進を図ることを目的に指定された地域。国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地。	自然公園法	
		県立自然公園	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用の促進を図ることを目的に定められた地域。国立、国定公園以外のすぐれた自然の風景地であり、都道府県知事が指定する。	自然公園法 徳島県立自然公園条例	
		都市公園	住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。	都市計画法	

表4 各法令等規制区域及び目的(2/3)

用地区分		目的等	法令等
自然環境保全関連	緑地保全地区	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地区。無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの等が該当する。	都市緑地法
	特別保全地区	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全するために定められた地区。	都市緑地法
	近郊緑地保全地区	無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される地区。	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
	原生自然環境保全地区	国または地方公共団体が保有している土地であり、1000ha以上の区域内において自然環境が原生の状態を維持している区域。	自然環境保全法
	自然環境保全地区	自然的社会的諸条件からみてその区域における優れた自然を保全することが特に必要な地域。すぐれた天然林や特異な地形・地質・自然現象、優れた自然環境を維持している地区等が指定される。	自然環境保全法
	県緑地環境保全地域	自然環境保全地域に準ずる土地として都道府県知事が指定する地域、その地域を象徴する歴史的、文化的資産と一体となつて良好な自然環境を形成している区域等が指定される。	自然環境保全法
	鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図る必要のある区域。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	特別保護地区	鳥獣保護区(鳥獣の捕獲を禁止。)内に指定される区域で、工作物の設置等の一定の開発行為が制限されている。	
	保存樹・保護樹林	名木や古木を保存樹等に指定することで、都市の美観風致を維持する。	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
	生息地等保護区	国内希少野生動植物種の保存のため重要と認める区域(国内希少野生動植物種の生息地または生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域)。	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
歴史・文化財関連	歴史的風土保存地区	歴史上意義を有する建築物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地を保存する地区。	文化財保護法
	特別保存地区	歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に定める地区。	文化財保護法
	伝統的建造物群保存地区	城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存のため、設けられた地区	文化財保護法
	重要文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。文化的景観の中でも特に重要なものが指定される。	景観法
	埋蔵文化財包蔵地	国民共通の財産である埋蔵文化財を包蔵する土地であり、遺跡台帳、遺跡地図に記載のある遺跡のほか、外形的な判断や伝説等によって地域社会で広く認められている土地なども含まれる。	文化財保護法
史跡名勝天然記念物	史跡:貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの	文化財保護法	

表5 各法令等規制区域及び目的 (3/3)

用地区分		目的等	法令等	
防災 関連	河川区域	①川の流水が継続して存する土地及びこれに類する土地の現況を呈する土地で河岸の土地を含む区域。 ②河川管理施設(ダム・堰・閘門・水門・堤防・護岸・床止め等)の敷地としての土地等の区域。 ③堤外の土地の区域のうち①と一体として管理を行う必要のあるものとして河川管理者が指定した土地の区域。	河川法	
	河川保全区域	堤防や河岸の保全のために必要な土地として指定された区域。河川区域に隣接している。	河川法	
	地すべり防止区域	現に地すべりしているか、地すべりのおそれの大きい区域とこれに隣接する土地の地すべりを誘発助長するおそれのある区域。	地すべり等防止法	
	砂防指定地	土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための砂防ダムなどの工事をしたり、土地の改変などの行為を制限する区域。一般的には、土砂災害の起こるおそれのある山地部が指定されている。	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度30度以上かつ高さが5m以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあり、崩落により相当数の住居者又は他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び隣接する土地で崩壊が助長され又は誘発される恐れがないようにするため、一部行為を制限する土地。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴うがけ崩れや土砂の流出による災害を防止するために必要な規制を行うことによって、国民の生命及び財産を保護することを目的としている。宅地造成工事規制区域内において行われる、一定規模以上の造成工事については、許可を受けなければならない。	宅地造成等規制法	
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	土砂災害(がけ崩れ・土石流・地すべり)が発生するおそれのある区域。	土砂災害防止法	
	洪水浸水想定区域	洪水時に想定される浸水区域。	水防法 津波防災地域づくりに関する法律	
	津波浸水想定区域	津波時に想定される浸水区域。		
	高潮浸水想定区域	高潮時に想定される浸水区域。		
	土砂災害 危険箇所	地すべり危険箇所	地すべりを起こしているあるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、鉄道、道路、官公署などに大きな損害を与えるおそれのある箇所	建設省 通達
		急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が1戸以上(または、施設および災害時要援護者施設等)ある箇所および、人家はないが今後新規の住宅立地などが見込まれる箇所。	建設省 通達
		土石流危険渓流	土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家(または、公共施設および災害時要援護者施設等)に被害を生ずるおそれのある箇所	建設省 通達
山地災害 危険地区	山腹崩壊危険地区	山腹崩壊によって公共施設又は人家に直接被害を与えるおそれのある区域	林野庁 通達	
	地すべり危険地区	地すべり等防止法により、地すべり防止区域に指定されている地区や現に地すべりが発生している区域、もしくは地すべりを助長・誘発するおそれのある区域で、公共施設等に直接被害を与えるおそれのある区域	林野庁 通達	
	崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害を発生させるおそれのある区域	林野庁 通達	
活断層	将来も活動すると考えられる断層が存在する箇所	-		
その他	要措置区域、 形質変更時要届出区域	土壌の汚染状態が基準に適合しない土地について指定した区域。 土地の形質を変更しようとする場合は、届出が必要。	土壌汚染対策法	
	廃掃法に基づく指定区域	廃棄物が地下にある土地であって、土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのあるものとして定める区域。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	